

日 時：平成 30 年 12 月 19 日（木）13:30～14:50

場 所：中央合同庁舎 4 号館共用会議室 1219～1221 号室

## 水産政策審議会資源管理分科会

### 第 9 2 回議事録

水産政策審議会第92回資源管理分科会  
議事次第

1 開 会

日 時：平成30年12月19日（木）13:30～14:50

場 所：中央合同庁舎4号館共用会議室1219～1221号室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 亀谷 寿朗 田中 栄次 東村 玲子 柳内 克之  
山川 卓

特別委員 井本 慶子 白石 嘉男 菅原 美徳 田沼 政男 津田 幸喜  
船本 源司 柳川 延之 山内 愛子 若狭 信行

3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 保科増殖推進部長 太田資源管理部審議官

藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官 中管理課長 廣野漁業調整課長 高瀬漁場資源課長

黒萩栽培養殖課長 岩本資源管理推進室長 中奥内水面漁業振興室長

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第 306 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき基本計画の検討等について	2
	【審議事項】	
	平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分について	19
	【報告事項】	
	(1) 今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて	20
	(2) W C P F C (中西部太平洋まぐろ類委員会) 年次会合の結果について	2
	(3) 指定養殖業の許可の状況について	21
	(4) 水産政策の改革について	23
	【その他】	
3	閉 会	

○資源管理推進室長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第 92 回資源管理分科会を開催させていただきます。

管理課長の中が別途公務で遅れて参りますので、それまでの間、私、資源管理推進室長の岩本が事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員 9 名中、6 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。また、特別委員は 16 名中 8 名の方が出席しております。

なお、特別委員のうち、三重海区漁業調整委員会委員の東岡保特別委員が辞任されております。後任の特別委員として、全国海区漁業調整委員会連合会理事の田沼政男氏にお願いすることになりましたので、御紹介いたします。

○田沼特別委員 ただいま紹介いただきました田沼と申します。兵庫の方からやってまいりましたけれども、何せ初めてなものですから、わからないことがあるかと思っておりますので、これからの御指導よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 では、次に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後に資料一覧ということでつけておりまして、資料 1、資料 2、資料 2-1、資料 2-1 の関係の中に資料 2-2 と資料 2-3 がまとめて束ねられてございます。その後に参考資料として資料 2 関連、あと資料 3、資料 4、資料 5、資料 6、資料 7 となっております。漏れ等はないでしょうか。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここでご退席願います。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は委員の皆様御参集くださりまして、まことにありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が1件、報告事項が4件ございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、諮問第306号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてですが、御検討いただく内容は、くろまぐろの第5管理期間の基本計画についてです。

くろまぐろの資源管理については、報告事項での議題としているWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の結果についても関連しておりますので、まずWCPFC年次会合の結果について御説明いただいて、引き続き諮問第306号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。よろしくお願いたします。

座って説明させていただきます。

資料5というのがあると思うんですけども、まずそれを出していただきまして、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）年次会合の結果についてという資料5でございます。よろしいでしょうか。

先週ハワイで開催されましたこの年次会合の結果について御説明申し上げます。

1、2、3は飛ばしまして、4の主要議題でございますけれども、太平洋くろまぐろの資源管理措置ということで、この中西部太平洋まぐろ類委員会の下部機関でございます北小委員会という、これは北半球の資源について主に議論する小委員会でございますけれども、基本的に太平洋くろまぐろはこの北小委員会でまず議論をして、その勧告をこの中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合に送って承認を受けるという形になっております。

9月に福岡で開催されました北小委員会に、日本として漁獲上限の増加と余った場合の繰り越しという提案を出していたわけですが、そのときに結論が出ずに、日本がその立場を留保していたわけですが、今回の年次会合の初日の昼休みに、再度この北小委員会の会合を短時間開催いたしまして、この2点について議論しております。

増枠については、合意がないことは、あらかじめわかっていたわけですが、これについては来年の会合において、資源の状況を確認した上で再度議論するという

ことが確認されたと。

繰り越しにつきましては、9月の北小委員会の結果をこの水政審の資源管理分科会や、あとくろまぐろ部会の席で私の方から説明させていただきましたけれども、その際関係者の方々から、増枠は残念だったけれども、来年に向けて頑張ってもらいたいという話と、繰り越しについてどうにかならないのかという声が非常に強かったものですから、これに関しまして、再度日本の方から提案をいたしまして、その結果、当初枠の5%を上限として余った場合は、翌年に繰り越しができるようになったということでございます。これは来年の枠で余った場合に再来年に繰り越せるということになります。

それで、裏はメバチ・キハダ・カツオの資源管理措置ということで、熱帯マグロの措置で、直接この議題には関係ございませんけれども、現行措置についていろいろ見直しを行った結果、現行措置を2年間延長することになったということでございます。

以上です。

○資源管理推進室長 続きます、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

30水管第2116号、平成30年12月19日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、吉川貴盛。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第306号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成30年9月7日一部改正。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

続きます、資料2-4をお願いいたします。

資料2-4につきましては、資源管理分科会のもとにくろまぐろ部会が設置されまして、

41ページになります。今年の9月から11月にかけて、5回のくろまぐろ部会を開催したところでございます。その際に、くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について取りまとめを行った資料が資料2-5になってございます。次の43ページになってございます。

この資料2-5の要点をまとめたものが資料2-4になりますので、資料2-4を用いまして、くろまぐろ部会での議論の紹介をさせていただきます。

まず、配分に関する論点でございます。

漁業者からの要請ということで、漁業者から提起された配分に当たって考慮すべき要素として、大別して6つ挙げられました。

経営の依存度、混獲回避のための負担、資源の増減に対する責任、地域経済への影響、くろまぐろ資源の評価に必要なデータ収集のための漁獲の確保、産卵親魚の漁獲規制というものでございました。

(2)で配分に当たって考慮すべき要素、この中から①と②と⑤については、今後の配分に当たって考慮すべきであるということが示されました。

なお、③については、資源の減少の要因となりましたまき網漁業については、2011年から漁獲規制を開始しておりまして、漁獲枠を大幅に削減されていることから、既に相応の負担をしていると考えられる。また、一方でその他のまき網漁業以外の漁業については、漁獲量が増加していることもあり、責任を考慮した配分は困難ということが示されました。

④につきましては、全ての漁業がさまざまな形で地域経済への影響があると、これを数値化することは困難ということが示されました。

また、⑥につきましては、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、WCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない、そのため産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないが、多数の沿岸漁業者への丁寧な説明は必要であるということが示されました。

続きまして、2のところでございますけれども、第5管理期間以降の漁獲可能量の配分の基本的考え方についてでございます。

今御説明しました検討結果を踏まえまして、第5管理期間以降の配分に当たっては、くろまぐろ漁獲への経営の依存度を反映するものとしまして、まず過去のくろまぐろの漁獲実績を基本とするということが示されました。

また、次のページでございますけれども、その上で混獲回避のための負担の軽減ですとか、資源評価に用いるデータ収集の必要性といった要素を加味しまして、この部分について

ては留保から配分を行うということが示されてございます。

3番でございますけれども、具体的配分の考え方でございます。

漁獲実績に基づく基本的配分でございますけれども、WCPFCの基準年となっております2002-2004年を基本としまして、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分を行うものとするということが示されました。

(2)でございましてけれども、混獲回避等への配慮ということで、①に示してございます。

まず、小型魚についてでございますけれども、国の留保の数量が余り多くないということから、超過リスクも考慮しまして、小型魚につきましては、留保からの配分は行わないということが示されました。

また、大型魚につきましては、都道府県の直近3カ年の最大漁獲実績を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分を行う。また、配分量が少なく、混獲が発生したときの管理が難しい都道府県に対しまして、一定の数量を当初に上乗せするということが示されました。これは同様の理由で、大型魚の混獲が想定されますかじき等流し網漁業に対しまして、一定の数量を当初に上乗せ配分するということが示されました。

②でございましてけれども、資源評価に用いるデータ収集への配慮ということでございます。

この漁獲データが資源評価の指標となる漁業の操業の確保が資源の精度の高い評価に不可欠だということでございまして、こういったことが将来の漁獲枠の増大に直結するということから、一部地域のひき縄漁業、またはえ縄漁業については、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分するということが示されました。

最後でございましてけれども、4のところでございます。漁獲枠の融通の促進ということでございます。

沿岸漁業につきましては、漁獲枠の管理に不慣れな中で、管理に現状取り組んでいただいている状況であるということ踏まえまして、各都道府県の漁獲枠の遵守を原則とした上で、来遊状況に応じまして都道府県や、また漁業種類間で漁獲枠を融通するルールをつくるべきであると、具体的なルール、手続については、国、都道府県、業界団体等が主導して検討を進めるべきであるということが示されました。

今御説明しましたのがくろまぐろ部会での取りまとめの結論となっております。

続きまして、資料は頭の方に戻りまして、1ページ目の資料2-1でございます。



これが今回くろまぐろに関します基本計画になってございます。

15ページ以降が資料2-2となっておりまして、この基本計画の新旧の対照表をお示しをさせていただいております。

資料2-1、資料2-2の内容を資料2-3に基づきまして、基本計画の内容等を御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、29ページでございますけれども、先ほど説明させていただきました、くろまぐろ部会での議論の経緯を書いておりますので、繰り返しになりますので、省略させていただきます。

次の30ページをお願いいたします。

30ページでございますけれども、配分の根拠となる基準年及びその基本的配分ということで、基本となる考え方、1段目の基本となる考え方と2段目の基本的な配分につきましては、くろまぐろ部会の報告の内容となっておりますので、留保の考え方から説明をさせていただきます。

留保の考え方につきましては、第4管理期間と同様の考え方に基づくものとしてございます。具体的にはこの後説明いたしますが、大型魚の留保につきましては、配分量の調整で発生した数量を留保とすることに加えまして、当面の間、大臣管理量、知事管理量とも、実績に基づく配分量から約1割を留保するというのを継続したいと考えてございます。

その結果でございますけれども、30ページが第5管理期間の漁獲量の案ということになってございます。小型魚については3,757トン、大型魚については5,132トン、合計8,889トン、ただしこれは第4管理期間に漁獲量の超過がない場合の数量ということでございます。

31ページをお願いいたします。上段に小型魚の基本的な配分、下段に大型魚の基本的な配分というものを掲載してございます。

まず、小型魚についてでございますけれども、WCPFCの基本年でございます2002-2004年の平均実績、その2分の1からスタートするというのでございまして、それぞれ大中型まき網漁業2,272トン、沿岸漁業等の3つの漁業がまとまりまして1,735トンの合計4,007トンとなっております。この管理が開始された当初の配分としましては、大中型まき網漁業に対して2,000トン、あとは沿岸漁業等の漁業と留保を足しまして2,007トンというところでスタートしたわけでございます。

現状、第5管理期間の基本的な配分につきましては、大中型まき網漁業が表の下の米印

にありますように、小型魚から大型魚の振りかえ250トン行っているということに加えまして、250トンを小型魚の留保として出していただいておりますので、留保が15.7トンに250をを足した265.7で、これが基本的な小型魚の配分となります。

また、大型魚の基礎的な配分でございますけれども、大型魚につきましては、W C P F Cの基準年であります2002－2004年の平均漁獲実績がベースとなります。それが一番左の表になります。配分に当たっては、同じ表の右に2つほどずれていただきますと、参考とありますが、2015－2016年の平均漁獲実績をベースに配分をしたものがその右側の欄になってございます。

このとき下の米印にありますように、先ほど説明したとおり、小型魚から大型魚の振りかえ250トンというのがまき網にはあるのに加えまして、2015－2016平均漁獲実績に基づき配分しますと、大中型まき網漁業のT A C開始前の自主規制措置の3,098をを上回ることから、大中型まき網漁業につきましては、3,098をを基本としてございます。また、この調整の際に生じた数量295につきにつきましては、国の留保としているということでございます。

それを踏まえまして、第5管理期間の基礎的な配分につきましては、それぞれ大臣管理、知事管理から1割の留保等を国の方でいたしました結果、最終的な大中型まき網漁業が3,063、近海・かつお・まぐろ、かじき等流し網漁業が167、沿岸漁業が1,184.7、留保が717の合計5,132となります。

以上が基本的な配分となっております。

続いて、32ページをお願いいたします。3都道府県別の配分基準ということでございます。

まず、都道府県の知事管理に当たって配分する際には、基本的には漁獲量規制が始まる前の直近の漁獲実績を基準としてございます。小型魚につきましては、これまでと同様に2010－2012年の暦年の実績を基準としたいと考えてございます。

一方、大型魚につきましては、第4管理期間の追加配分の考え方と同様に、管理期間と同じ期間、具体的には直近3カ年、2015－17年の漁期の4月から翌年3月、これをこの漁獲実績に基づき配分することを考えてございます。

また、くろまぐろ部会でもありました混獲回避の配慮というのがスライド番号の8になってございます。

混獲回避につきましては、配分に当たって一定程度考慮するというところでございますの

で、まず小型魚についてでございますが、最初の1つ目の丸のまき網漁業については、既に小型魚の漁獲枠、WCPFCの基準年の平均漁獲量の3分の1、1,500トン程度になっているということでありまして、削減分の一部には既に沿岸漁業に配分されているというような状況がございます。

また、沿岸漁業等が超過した場合のリスクに備えた留保につきましても、まき網漁業の配分量から捻出したものとなつてございまして、既に沿岸漁業等へは配分における配慮が行われているというような状況になっていると考えてございます。

なお、小型魚につきましては、過去に沿岸漁業等の漁獲枠の超過量と比較しても、国の留保の数量が多くないということから、小型魚については留保からさらに配分することは難しいと考えてございます。

33ページをお願いいたします。大型魚の混獲回避等への配慮についてでございます。

沿岸漁業につきましては、大型魚の漁獲枠の管理に不慣れな中で管理に取り組んでいる状況を考慮しまして、管理体制が整うまでの当分の間については、留保から沿岸漁業に対して、当初に上乘せ配分を行うということを考えてございます。その際、沿岸への来遊状況が年により変動が多いこと、また経営の依存の度合いが直近の漁獲実績に反映されているということを踏まえまして、都道府県の直近3カ年の最大漁獲実績を勘案するということでございます。

33ページの下の方の棒グラフをご覧いただきたいと思っております。これが沿岸漁業への漁獲枠の状況を示してございます。

基本となりますWCPFCの基準年、これが1,032トンになってございまして、その横の青い部分、基本的な配分量ということで、2015-2016年平均漁獲実績比率に基づく配分ということ踏まえまして、これが1,184.7トンになってございます。

また、その横でございますけれども、大型魚につきましては、直近3カ年、2015-2017の4月から翌年3月の平均漁獲実績まで配分するとなりますと、1,205.2トンになります。ここからさらに各都道府県の直近3カ年の平均実績と最大実績の差分の75%を上乘せ配分すると、1,473.7トンにまで積み上がる状況になってございます。

さらに34ページをお願いいたします。

基本の配分量が少ない、具体的には20トン未満の都道府県になりますけれども、漁獲管理が厳しい状況を踏まえまして、一律に5トンの配分を行うということでございます。これは同様に、東シナ海のかじき等流し網漁業についても行うということございまして、

その下に棒グラフ、先ほどのページからの連続となりますけれども、この5トンの配分を行うことによりまして、1,473.7トンがさらに増えまして、1,571.0トンとなってございます。

以上の上乗せの結果を図示したものが34ページになりますが、ここで39ページにつけております参考1というものをご覧いただければと思います。これは北海道から沖縄までの過去3年間の漁獲の実績をまとめてございます。

まず、スライド番号22のところでお説明しますと、北海道については平成27年4月から3月が125.1、28年4月から3月が314.9、29年4月から3月が221.9という3つの数字がございまして、その横の直近3年の平均値というものがこの3つの数字を平均したのになってございます。

また、その横に書いています直近3年の最大値というものが3年のうちの一番大きい数字、北海道でいいますと314.9というものを書いてございます。それを関係する都道府県、全て計算しまして、次の23ページ、スライド番号23をお願いいたします。そうしました結果、直近3年の平均値というものが1,205.2トンというような形になりまして、直近3年の最大値を合計したものが1,550.2トンというような形になります。

このページと34ページのスライド場号の12番を比べながら見ていただきたいのですが、大型魚の沿岸への配慮につきましては、基本となるW C P F Cの基準年の数量が3,032トンでございますが、その横の水色の棒グラフにつきましては、24ページの直近3カ年の平均値である1,205トン、それを超えまして、さらに漁獲実績でいいますと、23ページの中でこの3年間のうちの一番大きい数字である1,340.2トン、この数字もさらに超えまして、直近3年の各都道府県の最大値を合計した1,550.2トンも上回る1,571トンが最終の配分案となっております。

続きまして、35ページに戻っていただきまして、配分量の融通ルールの促進というものでございます。

これもくろまぐろ部会で取りまとめられたものでございますが、漁獲枠の融通の促進について言及がございました。これを踏まえまして、基本計画案におきましても、漁獲枠の融通を促進するとのルールや手続について策定するところでございます。

その下のスライド番号の14をお願いします。I S Cの資源評価のための漁獲データ収集の必要性というものでございます。

漁獲データが資源評価の指標に用いられております特定の漁業につきましては、ある程

度自由な操業の確保が回復傾向にある資源の精度の高い評価に不可欠であるということで、これが将来の漁獲枠の増大に直結するとくろまぐる部会でご提示いただいたものでございます。

それを踏まえまして、一部の地域、その下に表で書いてございますが、長崎、島根、三重、高知、宮崎、和歌山のひき縄漁業については、加入量の指標算出に使用するというところでございますので、こういった都道府県とはえ縄漁業につきましては、親魚資源量の指標算出に使用するということから、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乘せ配分することを考えてございます。

36ページをお願いいたします。これは超過時のルールをスライド番号15で示してございます。

現行の第4管理期間超過の差し引きにつきましては、第5管理期間から原則として一括で差し引き、一括差し引きできない場合には、分割差し引きとするということでございます。また、過去の第2管理期間と第3管理期間の超過量の差し引きにつきましては、第4管理期間での対応と同様に、第3管理期間については一括で差し引き、第2管理期間は漁獲枠の2割を上限に引き続き差し引くということでございます。

なお、一括差し引きによりまして、第5管理期間の漁獲枠が実質0トンとなる都道府県につきましては、必要最小限の混獲管理のための数量を配分することを考えてございます。

次に、スライド番号の16、獲り控え時のルールということでございますが、まず第3管理期間の獲り控え数量の上乗せ措置についてでございます。

第3管理期間に獲り控えた都道府県の漁獲枠の残枠分のうち、第4管理期間で上乘せ配分できなかった数量につきましては、第5管理期間以降の当該都道府県の漁獲枠に上乘せ配分するというのを考えてございます。この際原資につきましては、超過量の第5管理期間からの差し引き量ということで考えてございます。

また、その下、第4管理期間の獲り控え数量の取り扱いですけれども、第4管理期間に獲り控えた場合、その残量は過去の超過数量の繰り上げ返済に充てることとさせていただきます。また、第4管理期間におきまして、仮に国によって漁獲枠削減の措置が行われた場合には、その後獲り控えた数量については、第5管理期間以降に上乘せ配分することができるものとしてさせていただきます。

以上、説明した結果、37ページに小型魚の第5管理期間の配分案について示してさせていただきます。

基本的な配分量というものがございまして、データ収集のための数量ということで、沿岸漁業に対して24.1トン、これを留保から配分することにしてございます。また、超過数量の差し引きの結果、45.9トンが差額として出てきますので、これを国の留保に持つてくるということにしておりまして、最終的には一番左の欄になってございます第5管理期間の当初配分案になってございます。

9-2が第5管理期間の都道府県ごとの配分量になってございます。

基礎的な配分数量がございまして、この基礎的な配分数量から過去の超過数量の差し引き、第2期間と第3管理期間の超過量の差し引きと、あと第3管理期間での獲り控え、それらを差し引きしたものが今期案となっております。

続いて、38ページをお願いいたします。38ページは大型魚の配分案についてでございます。

混獲等への配慮等の数量を留保から出すということと、データ収集のための数量を留保から出すことによりまして、最終的な大型魚の配分量につきましては、一番右の欄になってございます第5管理期間の当初配分案ということで、整理をさせていただいてございます。

また、その下には大型魚の第5管理期間の配分案ということで、都道府県ごとの配分案を示させていただいてございます。基礎となるものに対しまして、これまでに説明しました数量を上乗せ等々した数量が今期案となっております。

また、この資料の2-3には書き切れなかったところについて御説明をしたいと思っております。ページを戻っていただきまして、26ページでございます。

26ページは漁船漁業等の広域管理というものを前回の基本計画では書かせていただいておりますけれども、今回枠の融通を行うということを考えてございまして、広域管理の方は廃止しようと考えてございます。都道府県同士で枠の融通をすることで、広域管理と同等の効果が得られるのではないかと考えてございます。

ただし、多くの都道府県が融通に関係すると、責任が明確化されないというようなところも十分踏まえながら、ここの部分は考えていきたいと思っております。

また、今回くろまぐろのTACを設定するに当たりまして、12月10日から12月17日まで東京、仙台、神戸、札幌、福岡におきまして、公開の意見交換会を開催いたしまして、今御説明しました考え方をお示しさせていただいたところでございます。

主な意見としましては、沿岸漁業や小規模漁業者への配分に十分配慮すること、放流経

費や経営の負担軽減に対する支援を行うこと、配分量の融通ルールについては早急に検討すること、国全体の増枠に向けた努力を継続することといった意見が出てございます。

また、今説明しました基本計画につきましては、行政手続法に基づくパブコメが終了した段階でございます。その内容につきましては、現在精査しているところでございまして、そのためパブコメを踏まえまして、計画の内容に実質的な変更がある場合には、再度諮問をさせていただきたいと考えてございます。

また、参考資料について、11月の第91回の資源管理分科会でお示しさせていただいたところから変更となった部分につきまして、説明をさせていただきます。まず13ページを開きください。第4管理期間の漁獲の状況ということで、12月14日時点の状況示してございます。

知事管理漁業の沿岸漁業について、また小型魚については、前回から消化率が上がりまして24%、また大型魚については知事管理漁業、沿岸漁業については33.2%という消化の状況となっております。

説明、私の方からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

大森委員。

○大森委員 幾つかさせていただきたいと思います。

まず、太田審議官からWCPFCの本委員会において枠の繰り越しの合意がなされたと、大変厳しい交渉であったかと思えますけれども、勝ち取られたことについて、謝意を表する次第であります。ただ、5%と、こういう範囲ということがございますので、また来期の交渉においては、それから枠の増枠のことを含めて引き続きご尽力をお願いしたいと思います。

その関係もあって、今の説明の中で、まず融通についてのことであります。

各都道府県の枠の遵守、これを基本に今回融通枠をつくっていくということでもありますけれども、来遊状況に応じた漁獲枠の融通というわけですので、まさにこのことを踏まえて、より迅速に対応できるような都道府県間の枠の融通の交渉、これが行われるよう、国としてのご指導をお願いしたいということでございます。

また、今の繰り越しのことに関連してでございます。この融通のルールは、来年2019年

第5管理期間のところに対応するということでもありますから、それについて今私が申し上げたようにやっていただくということでもありますけれども、繰り越しについては2020年から適用ということでもありますから、この際にこの繰り越しと融通、これが場合によると、繰り越しという部分において困り込みみたいなものが出てくることも、気になるところであります。

ですから、2020年においては、この繰り越しにどう対応していくのか、それを踏まえたこの融通の物の考え方、これが混乱しないように整理をしていっていただきたいと思えます。

また、各県への枠の設定で、小型魚の第5管理期間の配分案ですけれども、要は基礎数よりも減少している県域というのが幾つかあります。これはどのような形でなされているのか、またそういったことについて、都道府県ごとに基本的な了解がなされているのか教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

○山川分科会長 では、ご意見と質問をいただいたわけですが、ご意見については承ったということでしょうか。

質問につきまして、では岩本資源管理推進室長、よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 第5管理期間の小型魚の配分についてでございますけれども、まず考え方としましては基礎的な数量を出しまして、過去に第2管理期間、第3管理期間で超過した数量というものがございます。

それをまず差し引きさせていただいた上で、数量が出てくる県、また今度は加える方としましては、第3管理期間に獲り控えを行った県については、足しているということでございますので、そういったことを行った結果、基礎数字から増えている県もあれば、逆に過去に超過した県については、差し引きをさせていただいているところでございまして、各都道府県には確認をとったものとなっております。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 わかりました。その上ですけれども、小型魚については、留保枠については当初配分はしないということでもありますから、月ごと、季節ごとというか、全体をよく踏まえていただいて、先ほどの融通枠の件も含めて、これを有効に活用していただくようお願いしたいと思います。

○山川分科会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。



前半のご意見の中でもございました、今後繰り越しが出た場合にそれをどう対応していくかと、その点につきましても非常に重要な論点だと思いますので、ご意見として承ったということで対応いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、ほかにご意見、ご質問よろしくお願ひいたします。

井本委員。

○井本特別委員 井本です。

獲り控えた数量の上乗せ措置ということで、ひとつお伺いしたいんですけれども、くろまぐろ部会の会議録の方も拝見しまして、とれるけどらなかつたという獲り控えと、とりたくてもとれなかつた獲り残しを区別すべきというお話があつたと思います。それを受けてのことと存じますけれども、その獲り控えと獲り残しの区別の仕方というのは、何か基準みたいなものがあれば教えていただきたいんですけれども。

○山川分科会長 では、岩本資源管理推進室長、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 くろまぐろ部会の報告書をつけてございますけれども、4ページにそのことが書いてございます。資料2-5の46ページでございます。

ここは井本委員におかれましては、既にお読みいただいたと思いますけれども、あえて漁獲しない獲り控えというものと、漁獲しようとするものの漁獲の上限まで漁獲できなかった獲り残しと、これは区別しなさいということでお示しをいただいております。

獲り控えと獲り残しの定義ということでご質問いただきました。なかなかこの両者を区別するというのも難しいということをお考えになつてのご質問かと思ひます。確かに、私もこの区別は、相当各都道府県とも議論を重ねて、また業界団体等とも議論を重ねて決めていくべきと考えてございます。

○井本特別委員 ありがとうございます。今後も出てくることかなと思ひて、あえて質問させていただきました。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中です。

明確に控えなければいづいたというケースが漁獲量が満限に達して、このまま操業してもらうと日本国のTACをオーバーしてしまう、この場合はっきりと水産庁の方からお願ひして獲り控えをしていただいたわけですね。ですから、ないわけじゃなくて、はっきりとわかるケースもあるということですね。

以上です。コメントです。

○山川分科会長 それは資料の36ページ、このスライドの資料、これの下のスライドナンバー16というところで、第4管理期間において我が国の漁獲枠を超過しないために、国により漁獲枠削減等の措置が行われた場合は、その後獲り控えた数量は云々という、こういうケースもあり得るといような、そういう線引きができる場合もあるということでございます。

ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

この資料2の2-1の5ページの下の方、今スライドで御説明いただいたところにもあったんですが、35ページがスライド上ではスライド13というのが該当するかと思うんですけども、配分量の融通に関しては、第5管理期間でルールを策定しながらも実際に融通も行う、走りながらルールもつくりながら、実際に融通も行っていくという理解でよろしいんでしょうかという確認と。

もう一つは、先ほどちょっと最初に申し上げました5ページの下の方の5のこれは配分に関して、例えば指定漁業間だと業界団体で話ができるかと思うんです。また、都道府県だと県同士で話ができると思うんですが、指定漁業とどこかの都道府県とのやりとりも可能だというふうに私は読んでおりますので、その場合、それが間違っていたら申し訳ありません。できるならば、ここは水産庁が積極的に主導して、調整を行っていくというイメージでよろしいでしょうか。

もしくは業界団体の中でも違う業界団体との話し合いの場とか、あと都道府県でこっこの県とこっこの県の話し合いの場などにも、水産庁がかなり積極的に絡んでいくというふうなイメージをして、その中ではもっと個別のルールは第5管理期間で考えていくという、そういう方針でしょうかという確認です。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしく願いします。

○資源管理推進室長 融通のルールにつきましては、沿岸漁業者からの要望が現状では強いと認識してございます。先ほど説明したTAC説明会におきましても、融通の部分については、なるべく早くという意見もございましたので、年明け早々にはまず都道府県の担当者を集めて、現状の考え方ですとか、第5管理期間の配分量について今後1年間どういう形で融通ができるのか、できないのかというようなところをまず聞き取りしまして、水

産庁でまとめていきたいと思います。その上で沿岸漁業が始まる4月までには、ルールをある程度決めていきたいと考えてございます。

といいますのも、漁期を過ぎた後に融通しても融通の意味がないことになりますので、そういったことも踏まえながら考えていきたいと思っております。

また、融通の相手ですけれども、基本的には都道府県間、漁業種類間、あと都道府県と漁業種類との間でもできるようにしてございます。ただ、個別に話が進んでしまいますと、枠の管理が不可能になりますので、当然帳簿的なものは水産庁の方で管理をさせていただきたいと思っております。そういった意味でも枠の融通に関しては、水産庁が関与していくという姿勢で臨みたいと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

45ページの(5)その他の留意すべき事項の③番なんですけれども、産卵期の親魚の漁獲について、このご判断はあったのかなと思いますけれども、一方で最後に書かれている多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状というのは、確かにかなり私も強く感じるところであります。

その前段に書いてありますISC自体がこの部分には、資源評価にそもそも将来予測をする際には考慮していなくて、WCPFCもこの点というのは特に区別をして、資源管理措置は置いていないということなんですけれども、ISCの方で年次会合の方でこの質問をさせていただいたときには、こういった計算をしてほしいというリクエストがないのでしていませんと、つまり実際に小型魚の規制をする方がいいのか、産卵親魚の規制も加えた方がいいのかというような選択をしたというわけではなくて、リクエストがあったことに沿って計算しているので、そういう要望があればリクエストしてくださいというような回答をいただいたことがあります。

そうすると、この日本の中で丁寧な説明をこれからもされていくということなんですけれども、こうした産卵期の保護区を設定しても、この場合はまぐろは泳いで出ていってしまうので、余り貢献はないのかと思うんですけれども、例えば漁期の規制であったり、そういったものを入れた場合に、どういうふうな変化が資源管理の成果において出てくるのかということは今後、すぐにではなくても今後丁寧な説明をされていく中で、そういった知見を蓄積されて、理解を深めていただくといいますか、何が最善の策なのかということ

を沿岸漁業者の方も含めて理解してもらおうという、そういう方向性での検討というのはあるのでしょうか、それともこのお話はここで終わったので、産卵域であったり、産卵漁期に関する議論というのは、この後はしていかないということなんでしょうか。

○山川分科会長 では、太田審議官、よろしくお願いします。

○資源管理部審議官 ありがとうございます。

今年の8月の全国会議でも御説明申し上げたんですけれども、その産卵期の話については、引き続きいろいろなデータ収集や分析をやっていきたいと思っております。その一部を8月の全国会議のときにも御説明申し上げたわけですけれども、それは引き続き続けて、今まで得られている知見だとそうだからと頭から決めつけることなく引き続き研究をやって、仮に日本海に限らず禁漁期を設けるなり、産卵期の閉鎖なり、そういうのが本当に資源管理上有効ということであれば、それは当然のことながら検討していきたいと思っております。

○山内特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にほかにございませでしたら、先ほどの事務局からの御説明にもありましたように、本件については現在行政手続法に基づくパブリックコメントが終了して、その内容について精査しているということです。そのため、パブリックコメントを踏まえて、計画の内容に実質的な変更があった場合は、再度諮問していただくことといたします。

それから、一方、実質的な変更がなかった場合には、事務手続上の軽微な修正ですとか、あるいは文言の訂正等につきましては、私にご一任いただくということで、諮問第306号を原案どおり承認をしていただきたいと思いますと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上でございます。

ここで、前回の資源管理分科会で諮問されました2019年漁期のまあじとまいわしのTACについて、事務局から報告があるということですので、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 前回の資源管理分科会におきまして諮問いたしました2019年漁期のまあじ及びまいわしのTAC案と配分案について、パブリックコメントを募集した結果を報告させていただきます。資料はございませんので、口頭で説明させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、10月30日から11月28日までの30日間、実施してご

ございます。期間中、6件のコメントをいただいております。

主なものとしては、まいわしの系群別の管理に関しまして、太平洋系群と対馬暖流系群の交流の可能性がある、また外国漁船が漁獲しているといった理由から、系群別の管理は時期尚早との意見をいただいております。このことにつきましては、生物学的に一部で交流があるとはいえ、2つの資源グループが存在しているのであれば、それぞれのグループで持続的な利用を目指していくというのが管理としてより望ましく、また漁業にとっても有益であると考えてございます。

そういったことから、まいわし資源につきましては、両系群で変動のパターンが異なっていること、またそういったバランスに留意しながら管理を進めていく必要があること、こういったことを踏まえまして、まいわしで系群管理を導入してこなかった理由については、2つの系群が重なる海域での取り扱いにあったわけでございますけれども、資源評価では海域で区分することで対応しているということから、この考え方をTACの設定にも適用したということで回答いたしてございます。

また、外国漁船による漁獲につきましては、対馬暖流系群を対象としたものであるか不明であることに触れました上で、外国が漁獲していることから国内で管理しなくてもよいということにはならず、むしろ国内でしっかり管理を行って、管理の強化を働きかけていくのが沿岸国の責務であり、権利であるということで回答いたしております。

また、知事管理量につきましては、数量の制限、変動の課題をまず解決すべきとの意見をいただきました。これにつきましては、留保の設定ですとか、数量の融通といった管理制度の柔軟な運用で対応していきたいというふうに回答してございます。

また、TAC案及び配分案を反映しました基本計画の変更につきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第4項の規定に基づきまして、第91回の資源管理分科会に諮問し、パブリックコメント等を実施した上で、内容に大きな変更を加えることがなければ、諮問のとおりとすることが妥当である旨答申をいただいておりますので、当該案のとおり定めることといたしました。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

では、特にご意見等ございませんようですので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、審議事項に入ります。

平成30年漁獲可能量留保枠の配分についてですけれども、審議いただく内容としては、まさば及びごまさばの漁獲可能量留保枠の配分についてということでございます。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3に基づきまして説明をさせていただきます。

まさば及びごまさばにつきましては、TACの内数に留保を設けまして、資源の来遊状況に応じ不足が生じた場合に、留保から配分することとしたところでございます。今回、宮崎県と長崎県から近年にない良好な漁場の形成の結果、数量に不足が生じるおそれが高いということで、留保の配分を求める要望があったということから、審議していただくものでございます。

まず、背景でございますが、宮崎県では7月から9月にかけて近年にない良好な漁場形成が見られた。11月時点で過去5年間の同時期平均を5,000トン以上上回る水揚げがなされたということで、消化率が11月時点で宮崎県に定められた数量の7割に達しているということでございます。また、宮崎県では関係団体に対して月ごとに漁獲量の累積状況等を通知し、超過することがないように指導に当たっているというような状況でございます。

また、長崎県におきましても、7月以降11月末までに近年にない良好な漁場の形成が見られたということから、過去5カ年の同時期平均を1万トン以上上回る水揚げがなされておりまして、消化率につきましては、11月末時点で長崎県の数量の約8割に達しているということでございます。長崎県におきましても、関係する団体等に対して、漁獲量が8割に達した時点で報告頻度を増やし、また漁獲量の抑制を指導するルールを導入している状況でございます。

続きまして、配分量算出の考え方でございますが、1ページおめくりいただきまして、考え方を示してございます。

年間漁獲予測量、下の(1)から(2)でございますけれども、まず(1)7月から11月までの実測値、(2)12月から翌年3月につきましては、過去5漁期年の漁獲実績のうち、上位3漁期年の平均、また4月から6月につきましては、過去5漁期年の漁獲実績の5中3平均というものをいささせていただきますと、宮崎県に定められた数量1万トンと長崎県に定められた数量2万3,000トンとの差とすることを考えてございます。

お戻りいただきまして、資料3の上段の表でございますけれども、宮崎県に対しては8,000トンの配分、基本計画に定める数量にこの8,000トンを加えました1万8,000トン

今回提案させていただいてございます。また、対馬暖流系群に該当します長崎県につきましては、配分量8,000トンとなりまして、基本計画に定める数量にこの配分量を加えた3万1,000トンというものを提案させていただきたいと思っております。

説明は以上になります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。

特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

まず、1番、今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料4、するめいかの漁獲可能量(TAC)の基本シェアの更新についてという資料でございます。

するめいかの基本シェアにつきましては、前回の見直しから3漁期年が経過したということがございまして、変更点としましては、直近3カ年のデータを用いて更新、平成27年から29年までの過去3カ年の漁獲実績というところが大きな変更点となります。これに基づきまして、2019年漁期以降の配分に適用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

柳川委員。

○柳川特別委員 柳川です。

いかにについては、きょうの論議じゃないのかもしれませんが、基本シェアの算出のところ、①のところを使用するデータということで、最近のいかの漁獲の状況が漁業種類でもばらばらだし、海域でもばらばらだし、時期もばらばら、今年なんかを見ていると非常に極端な状況で、同じ場所に行っても釣りでとれて網に入らないとか、網でとれて釣りに入らないとかというような現実になっていて、この間の横浜の資源評価の会議のと

きでも、要は評価ができないような状況が続いていて、基本的に釣りのデータを使って評価をしているんですけども、いろいろなところで違いが出てきているというような状況と、もう一つ来年のTACの評価になるんでしょうけれども、中国、北朝鮮、韓国、ロシアも獲っている状況をどうするんだというときに、外部の先生たちも評価できる状況ではないというようなコメントまで出されているというような状況の中で、本当に機械的に見直すのはいいんですけども、現実がどこの系群で、どの時期に、どの県の船が通るかというのも全く見えないような資源になっているということだけは、ちょっと御報告というんですか、今後のTACの決め方が本当にいいのかというところのちょっとコメントだけさせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

貴重なご意見、コメント、ありがとうございます。非常に厳しい状況にあるということで、今後考えていく必要があるということでございます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

では、特になければ次の事項に移りたいと思います。

次が3番になりまして、指定養殖業の許可の状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○内水面漁業振興室長 栽培養殖課内水面漁業振興室長の中奥でございます。御説明させていただきます。

本年5月31日の第88回水産政策審議会資源管理分科会におきまして、諮問、答申をいただきましたうなぎの養殖業の公示につきまして、公示に基づく許可を行いましたので、その状況を御報告させていただきます。

それでは、資料6をご覧ください。

まず、許可の有効期間につきましては、本年11月1日から翌平成31年10月31日までの1年の許可となっております。上の表でございますけれども、許可申請された数量及び件数、許可した数量及び件数をお示ししております。

まず、表の真ん中の列といいますか、左側の列でございますけれども、にほんうなぎにつきましては、許可すべきしらすうなぎの池入れ総量といたしまして、公示数量21トン700キログラムに対しまして、申請された数量が22トン402.3キログラムございました。

内水面漁業の振興に関する法律において準用する漁業法の規定に基づきまして、既存の許可を受けております実績者に優先して許可する数量が21トン675.3キログラムございま



して、公示数量との差、24.7キログラムにつきまして、くじによる配分を行いました。その結果、許可数量は公示どおり21トン700キログラム、許可件数は実績者473件と新規5件となりまして、新規5件が不許可となっております。

同じく右側の列でございます。その他の種のうなぎにつきましては、公示数量3トン500キログラムに対しまして、申請数量が3トン583.7キログラムございました。内水面漁業の振興に関する法律において準用する漁業法の規定に基づきまして、既存の許可を受けている実績者に優先して許可する数量が3トン470.7キログラムありまして、公示数量との差、29.3キログラムについて、くじによる配分を行いました。その結果、許可数量は3トン500キログラム、許可件数は実績者73件と新規27件となりまして、新規の4件が不許可となっております。

また、下の表には主要な府県におけるうなぎ養殖業の許可件数及び池入れ割当量をお示ししております。指定養殖業の許可につきましては、養殖場ごとに許可することとなっておりますので、同一の養殖場でにほんうなぎとその他の種のうなぎの両方を養殖する場合がございますために、全国の許可件数は533件となっております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご意見、ご質問等よろしく願いいたします。

山内委員。

○山内特別委員 すみません、ありがとうございます。

基本的なことをお聞きしているのかもしれないんですけども、どちらも申請数量で実績者は、例えばにほんうなぎであれば468件であったところが最終的に許可は実績値は473件と、その申請した数よりも増えているように見えるんですけども、これは何か実際許可をする手続の中でこういうふうになるものなんでしょうか。

○山川分科会長 中奥室長。

○内水面漁業振興室長 すみません、実績者の中には我々ゼロ許可と呼んでおるんですけども、割当量を持たないで、いわゆる割当量を持っている養殖場に一旦池入れされて、ちょっと大きくなったクロコというようなサイズのうなぎを融通を受けて養殖をされている業者さんもおられまして、そういった方が実績者の中におります関係で、こういった数字になるということでございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ次の事項に移りたいと思います。

水産政策の改革について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7に基づきまして御説明をさせていただきます。

この資料7でございますけれども、前回の第91回の資源管理分科会で御説明したものと同じでございます、資源管理部分の抜粋でございます。今回御報告をさせていただきますのは、今後水産政策審議会資源管理分科会で議論が想定されている事項というものを御報告させていただきたいと思います。

1ページおめくりいただきまして、資源管理基本方針というところ、2ページの3でございます。

黄色でハイライトした部分が水産政策審議会資源管理分科会において諮問していく事項と考えているところでございます、まず3の(1)のところにつきましては、資源管理基本方針の制定変更についてというところでございます、またその下の4の(1)に書いてございます漁獲可能量による管理につきましては、特定水産資源ごとに管理年度ごとにTACですとか、TACのうち都道府県に配分する数量、また大臣管理区分に配分する量を設定、変更をするようなことを想定をしております。

今御説明しました資源管理基本方針に関連しまして、管理目標設定の考え方ですとか、特定水産生物資源指定の考え方、またTACの都道府県と大臣管理区分への配分の考え方、漁獲量総量またはその漁獲努力可能量で管理すると定められた管理区分の考え方、漁獲努力量算出の考え方につきましては、水産政策審議会の方での議論を想定しております。

また、3ページ目でございますけれども、今御説明したもののほかに、5の(2)にあります割合の設定基準に関する事項でございますとか、(4)にございます割合の移転に関する事項、また(5)にあります年間の割当量の移転に関する事項、こういったことをご議論していただくことを想定しております。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 基本方針は審議会で見解を聞いて決めていくということですがけれども、現行の制度の中では、水政審にこの数量の結果の報告がなされるというのがあって、今回それ

は外れています。制度の中ではないけれども、何らかの形でこの審議会にその結果の報告のことについて検討してくださいという意見を前回のいずれかの部会でも申し上げましたが、その点について、いかがでしょうか。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 引き続き検討させていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 質問です。

すみません、どこかで聞き漏らしていたら大変申し訳ないんですけども、今この資料を拝見したところなんですが、2ページの3のハイライトの部分と4のハイライトの部分なんですが、3は基本方針なので、余り毎年ころころ変えるものではないんだらうということを読み取りつつ、4の方はこれまでのTACを設定するのと同じく、毎年変えないとおかしい話だとは思いますが。

そして、もし私の理解が正しければ、基本方針というのは、大体どれぐらいのスパンを見据えて策定して、またそれを見直してというのは、現状どんなふうを考えておけばよろしいのか、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしく願いします。

○資源管理推進室長 具体的な期間は今後検討していくことになりますけれども、複数年という形で、東村委員のおっしゃったように、毎年変えるようなものではないと認識はしてございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら何かその他。

田中委員、申し訳ありません、見逃しておりました。

○田中委員 これはいつごろまでにつくらなければならないのかということと、まずはそれですね。つまり基本方針なるものは、これからつくるんですが、いつまでにつくらなければならないのか。

○山川分科会長 中管理課長、よろしく願いします。

○管理課長 今回のこの法律の条文上、2年以内の政令で定める日までに施行するという事で、再来年には施行することになると。

ということは、その時点ではこういう基本方針も定めて、かつこれは基本方針に基づいて定められる都道府県の方針というものもございますので、そういうものも定められていなければならないということになります、とすると、大分前倒しで基本方針の中身についてもご議論いただくということになると思います。

ただ、具体的なスケジュールについては、今後詰めていかなければならないので、その辺早急に詰めて、そのスケジュールについてもお示ししていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければその他というところで何か御発言ございましたらよろしく願いいたします。

では、ないようであれば次回会合の日程について、事務局からご案内よろしく申し上げます。

○管理課長 次回の資源管理分科会ですが、既に事務局の方から調整をさせていただいておりますが、2月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

以上で本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたりご議論くださりまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。